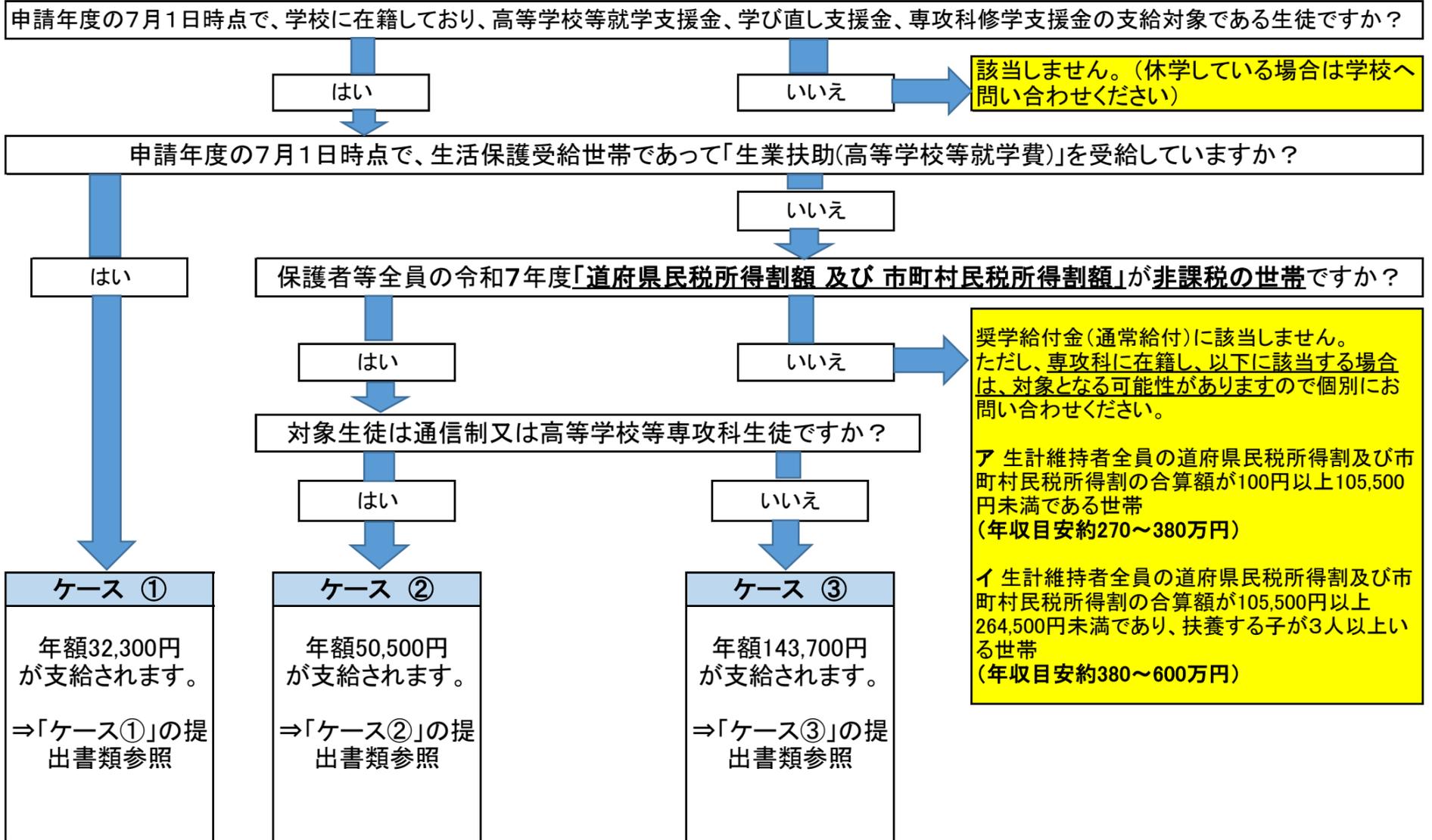


○対象者及び給付額について



○提出書類について

- ケース①(提出書類):生活保護受給世帯**
- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書
 - ・口座振替依頼書
 - ・通帳の写し(金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること)
 - ・申請年度の7月1日現在、生活保護(生業扶助の高等学校等就学費)を受給していることが確認できる書類(生活保護受給証明書など)
 - ・在学証明書(高等専門学校及び県外公立高等学校等に在籍している高校生等に限る)
- ケース②(提出書類):生徒が通信制又は専攻科に在籍する非課税世帯の場合**
- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書(早期給付)
 - ・口座振替依頼書
 - ・通帳の写し(金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること)
 - ・全保護者等の「令和7年度(非)課税証明書」または「保護者等の個人番号が確認できる書類の写し」
 - ・個人対象要件証明書(専攻科在籍の生徒のみ)
 - ・在学証明書(高等専門学校及び県外公立高等学校等に在籍している高校生等に限る)
- ケース③(提出書類):生徒が全日制や定時制(通信制・専攻科以外)に在籍する非課税世帯**
- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書(早期給付)
 - ・口座振替依頼書
 - ・通帳の写し(金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること)
 - ・全保護者等の「令和7年度(非)課税証明書」または「保護者等の個人番号が確認できる書類の写し」
 - ・在学証明書(高等専門学校及び県外公立高等学校等に在籍している高校生等に限る)

<注意事項>

- ・上記提出書類のほか、認定処理のため追加の書類提出を求める場合があります。
- ・申請をする場合、(非)課税証明書は、保護者等全員分が必要であり、控除対象配偶者でも省略できません。